

平成 24 年度第 2 回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 平成 25 年 2 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 17 分

場 所) 富良野市役所第三会議室

出席委員) 佐々木 淳、平沢幸雄、市村英規、杉谷久己、館和男、奈良定雄、
長屋義文、谷明郭

事務局) 山内室長、川上課長、本田係長、松野主査

1. 開会 (川上課長)

- ・ 本日は審議委員 10 人中 8 人が出席をいただきました。富良野市中小企業振興条例施行規則第 16 条の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告します。

2. 市長挨拶

- ・ なかなか景気上向かない。自公政権において、13.1 兆円規模の補正予算が編成される。地方の景気回復へ期待。
- ・ 昨年、店舗改修や家賃へ補助制度を立ち上げ。新規出店 10 件もの申請があり、新陳代謝に寄与している。今後、さらなるテコ入れを実施していきたい。

3. 会長挨拶

- ・ 円高是正、デフレ脱却、成長戦略が景気回復の三本柱。国の戦略にのって行くのが妥当なのかの見極め必要。
- ・ 融資等の見直しが諮問されている。審議にご協力を。

4. 議 事

議案第 1 号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の見直し等について

(1) 富良野市長からの諮問文書

事務局本田より説明、2 月 1 日付けで市長より融資制度、補助制度の見直しについて諮問された。

(2) 富良野市中小企業振興条例と中小企業対策の関係について

事務局本田より説明、質疑応答なし

(3) 富良野市中小企業資金制度融資の見直し (案) について

事務局本田より説明、以下質疑応答

(杉谷委員)

- ・ 前回、市村委員から、既存事業者と新規事業者との間で制度に差をつけるべきではないという指摘があったはずだが。

(事務局)

- ・ 市としては、政策的誘導を図る観点から、(中小企業振興資金よりも優遇された)

商工業パワーアップ資金制度は必要と考えている。市として政策誘導を行う分野として、新規創業、中小企業団体支援、中心市街地の活性化に寄与するものの3つについて今回は指定している。既存事業者については、中小企業振興資金の融資限度額を上積みする案とさせていただいた。

(杉谷委員)

- ・ これまでのチャレンジ資金では、既存事業者の新規事業展開を支援していたが？

(事務局)

- ・ 今回の案では、チャレンジ資金は新規創業時のみ対応し、既存事業者は、中小企業振興資金を活用いただくことになる。
- ・ 本日は欠席しているが三上委員からも、既存事業者対応の中小企業振興資金と新規事業者対応の商工業パワーアップ資金、同一条件にしてはという意見も承っている。

(奈良委員)

- ・ 北の峰地区でも商業施設が増加している。中心市街地は、商店街等活性化資金で、限度額 3000 万円と優遇されているのはありがたいが、他の地域から見て、どう思われるか、心配な面もある。

(事務局)

- ・ 今後、中心市街地の再開発等、民間ベースで設備投資拡大に期待しており、資金確保を支援する。

(杉谷委員)

- ・ 商店街等活性化資金は、これまで地域を問わず活用可能だったが、今回は中心市街地に限定。限定する必要があるのか？

(事務局)

- ・ 富良野市の中小企業向け融資は、中小企業振興資金がまず基本になる。これに、特に推進していきたい政策に関連した対象事業者に限り、商工業パワーアップ資金で支援していくという仕組みを理解いただきたい。その上で、特出しで支援していく対象範囲がどこまでが妥当なのかという観点で審議いただきたい。

(奈良委員)

- ・ 貸付限度額が 3000 万円になっても、貸付期間は 15 年以上には伸びない。中小零細の経営状況を考えると、15 年では、1500 万円が限界。その点では、中小企業振興資金の 1500 万円限度は理解できる。3000 万円限度は、実際なかなかそこまで借金して事業展開するのは難しい。3000 万円借金するのは、共同店舗ならば可能かもしれないが・・・

(事務局)

- ・ 金融担当者会議でも、設備投資含めて 1000 万円では限度額が不足するという指摘があり、限度額を 1500 万円とする案とした。

(谷委員)

- ・ (商店街等活性化資金について) 市としては、中心市街地にいろんなものを集約させたい意図なのか? まちなかを歩いている人が少ないなど、活性化に乏しい現状。お店ばかり増やしても、活性化につながるかどうか。

(事務局)

- ・ 現在、中心市街地の活性化という政策のもと、民間においても設備投資が増えてくるエリアが中心市街地。市としては、このエリアでの設備投資を重点的に支援するという考えがあるが、市民に理解が得られる範囲で、エリアを考慮することもできなくはない。

(谷委員)

- ・ 融資制度としては、中小企業振興資金が基本で、まちに出てくるならプラス程度の受けとめで良ければ理解しないわけではない。
- ・ コンパクトシティが悪いという訳ではなく、業種によっては街中ではできないものもあり、単純に中心部に集めればよいという発想では、折角投入された税金も無駄になるのでは、と感じたので発言した。

(事務局)

- ・ 地域的に差をつけず、どこにでも適用される中小企業振興資金に一本化するというのも一つの考え方。審議会として、そのような答申をいただけるのであれば、受けとめる。

(奈良委員)

- ・ 市として、融資制度によって政策的に誘導したいという考えであれば、原案でいいのではないかと思う。

(佐々木会長)

- ・ 一定議論してきたが、本日どうしてもお話ししたいことがあれば発言願うが、近いうちに再び審議会を開催する予定なので、委員各位でそれまで見解を整理するというところでいかがか? (了解する声)

(4) 中小企業振興総合補助金の制度追加について

- ・ 事務局本田より説明、以下質疑応答

(長屋委員)

- ・ (新規開業・新事業展開支援事業について) 対象となる労働者はパートタイムでもいいのか?

(事務局)

- ・ 正社員、期間の定めのない雇用で、フルタイム勤務の者が対象。

(長屋委員)

- ・ 例えば、うちが増築すれば、対象となるか?

(事務局)

- ・ 基本的に不動産建築を伴うものは企業振興促進補助の対象範囲。その対象事業に該当するのであれば、そちらで補助。今回提案の新規開業では、例えば、江戸屋さんのように介護事業を手掛けていない事業所が介護事業を手掛ける場合、対象。既存事業を単純拡張するものは対象にしない。

(長屋委員)

- ・ LEDへ交換すれば、電気料が2分の1になるというが本当のところはどうか。

(事務局)

- ・ 街路灯では、交換事例がないため、データはないが、防犯灯では、2分の1以下になったものもあると聞いている。

(事務局)

- ・ 補足すると、昨年立ち上げた補助では、店舗改修、新規出店家賃補助など、街中に限定しているものが多かった。今回の新規開業の補助は、地域の定めはなく、例えば、東山で加工場を開業した場合も対象となる。テコ入れ策として、こうした補助事業を立ち上げてはどうかと考えた。

(奈良委員)

- ・ 建物は建てるが、事業については多くを他者へ委託するような事業は対象になるか？

(事務局)

- ・ 基本は対象とならない。

(谷委員)

- ・ 別紙3の見直し案については、こうした活用に関する意見があったのか？

(事務局)

- ・ 本当に申請されるかどうかまではわからないが、これまで事業制度周知をする中で、事業者から意見として承っていたもの。

(谷委員)

- ・ それでは、拡充されれば、活用される可能性が広がるということで理解すればよいですね。

(市村委員)

- ・ 別紙3で具体的に何が対象となるのか、ならないのか、そうした最終案は、いつごろ提示され、審議することになるのか？

(事務局)

- ・ 昨年の補助メニューの答申の際もそうだったが、制度のおおまかな考え方について、審議会の理解を得た上で、その後、市の方で何が補助対象として何を対象としないなど、細かい制度設計を年度末に向けて作業を進めていった。今回も同様に、細かい制度設計については、市に委ねていただいて、審議会としては、おおまかな考え方について確認願いたい。最終制度については、審議会へ説明する。

(杉谷委員)

- ・ こうした事業の対象、対象外は誰が判断するのか？

(事務局)

- ・ 基本は補助要領の中で、何が対象で何が対象外かを明らかにしていく。通常は、担当者が、要領に照らし合わせて判断するが、要領では判断できない事例が発生した場合は、市長に判断を仰ぐこととなる。

(5) 今後の作業スケジュール

(事務局)

- ・ 今回諮問の案は、平成 25 年度の一般会計予算に係わるものである。予算に係る議案を市議会議員へ発送する日が 2 月 20 日。できれば、その日までに答申をいただくような日程で、次回審議会の日程を調整いただけると幸い。
⇒出席審議委員で、日程を確認したところ、2 月 19 日の午後 3 時以降が適当との意見が大勢
- ・ あらためて、事務局にて調整の上、案内する。

5. その他 特になし

6. 閉会